

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 19 日

多度津町長 丸尾 幸雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
四箇地区
2. 協議の結果をとりまとめた年月日
令和 5 年 3 月 27 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数
法人 5 経営体
集落営農 1 経営体
個人 10 経営体
(うち認定農業者 11 経営体、認定新規就農者 4 経営体)
4. 3. の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
複合化・新規就農を促進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 19 日

多度津町長 丸尾 幸雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
豊原地区
2. 協議の結果をとりまとめた年月日
令和 5 年 3 月 27 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数
法人 5 経営体
集落営農 1 経営体
個人 6 経営体
(うち認定農業者 7 経営体、認定新規就農者 3 経営体)
4. 3. の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
複合化・6 次産業化・新規就農を促進する。